

令和6年3月8日
枚 方 市

「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」の運用に 係る特例措置の実施及びインフレスライド条項の対応について

枚方市では、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨や、「技能労働者の適正な賃金水準の確保について」（令和6年2月16日付け国不入企第34号 国土交通省不動産・建設経済局長通知）による国からの要請の趣旨を踏まえ、下記のとおり特例措置及びインフレスライド条項の対応を行うこととしましたので、お知らせします。

記

1. 特例措置

(1) 内容

対象工事（業務）の受注者は、令和5年3月から適用している公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」といいます。）に基づく契約を、令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」といいます。）に基づく契約に変更するための契約金額の変更の協議を請求することができます。

(2) 対象

工事請負契約又は委託契約であって、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもののうち、次に掲げるもの

- ① 令和6年3月1日以後に契約締結するもの（同年2月29日以前に暫定契約を締結しているものを除く。）
- ② 令和6年2月29日以前に契約締結し、同年3月1日において履行期間の始期が到来していないもの

(3) 変更後の契約金額

変更後の契約金額は、次のとおり算出します。

- (2) ①の案件

[新労務単価及び当初契約時点の物価]による積算に係る設計金額 × 当初契約時点の落札率

- (2) ②の案件

インフレスライド額の算出方法（裏面）

(4) 手続

対象工事（業務）の受注者は、旧労務単価に基づく契約金額を新労務単価に基づく契約金額に変更するための協議を本市（発注担当課）に請求することができます。

＜協議の請求期限＞

令和6年4月15日又は契約締結日から起算して10日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）のいずれか遅い日

※工期の末日から起算して14日前の日が先に到来する場合は、当該14日前の日

2. インフレスライド条項

(1) 内容

対象工事（業務）の受注者は、工事請負契約約款第25条第6項の規定等により、出来高確認後、変動前残工事（業務）金額に対する変動後残工事（業務）金額との差額を契約変更の対象として、契約金額変更協議の請求をすることができます。

(2) 対象

受注者がスライド請求を書面により請求した日（以下「請求日」といいます。）から工期（履行期間）末までの期間が2か月以上ある工事請負契約又は委託契約（公共工事設計労務単価を使用して積算する案件に限る。）

(3) スライド額の算出

スライド額は、次式により算出します。

$$S = [P2 - P1 - (P1 \times 1/100)]$$

この式において、S、P1及びP2は、それぞれ次の額を表すものとします。

S：スライド額

P1：変動前残工事（業務）金額（契約金額から基準日（原則として請求日）における出来形部分に相応する契約金額を控除した額）

P1 = $\alpha \times Z1$

P2：変動後残工事（業務）金額（基準日の賃金又は物価を基礎として算出した（P1）に相当する額）

P2 = $\alpha \times Z2$

α ：請負比率（落札率）

Z1：発注者の積算に係る設計金額から基準日における出来形部分に相応する設計金額を控除した額

Z2：基準日の賃金又は物価を基礎として算出した（Z1）に相当する額

(4) 手続

対象工事（業務）の受注者は、直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更（公共工事設計労務単価の改定）がなされるまでの間にスライド請求をすることができます。

3. その他

契約金額が変更された場合は、「技能労働者の適正な賃金水準の確保について」の国の通知の趣旨に則って、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者の賃金水準の引き上げ等について適正に対応してください。

【問合せ先】枚方市 総務部 契約課

電話 072-841-1345 (ダイヤルイン)

FAX 072-841-2015